



ポリス論の受容と教育的統治の生成 : 後藤新平『國家衛生原理』を中心に

白水, 浩信

(Citation)

神戸大学発達科学部研究紀要, 8(1):49-67

(Issue Date)

2000-09

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81000391>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81000391>



ポリス論の受容と教育的統治の生成 — 後藤新平『國家衛生原理』を中心に —

白水 浩信*

Police and Education in the Modern Japan:

Shinpei Goto's *The Principles on the Health of Nations* and His Predecessors

Hironobu Shirozu

はじめに—— 国家は<教育者>である

アントニオ・グラムシ『獄中ノート』（1929-1935）には次のような一節がある。

国家は、まさしく新しい型ないしは水準の文明を創造しようとめざしているかぎりでは、現実には<教育者（educatore）>であると考えられなければならない。¹

こうした<教育国家論>とも言うべき、国家の主要な機能が教育的なものであることを強く意識した国家論の系譜は、遠く古代のプラトンやアリストテレスのテキストにまで遡りうるものであり、その意味ではグラムシのこの指摘をことさら新奇なものだと捉える必要はない。

試みにプラトン『国家』を繙けば、「国〔ポリス〕のことを配慮する人たちはそこをしっかりと押えて、教育のあり方が自分たちの知らぬまに墮落することのないように気を配らなければならない」とソクラテスに語らせ、「教育と養育」こそは国家にとって守るべき「たった一つの大きなこと」だとまで言わしめている²。また、「人間は国的〔ポリス的〕動物である」という人口に膾炙した表現で知られるアリストテレス『政治学』においては³、「国制〔ポリテイア〕が存続するために、私の語った凡てのことのうちで最も重要なことは、今日凡ての人々に軽んじられているけれど、それぞれの国制に応じて教育がほどこされることである、というのはもし国制の精神によって習慣づけられ教育されていなければ、例えばもし法律が民主制的なものなら、民主的に、もし寡頭制的なものなら、寡頭制的にそうされていなければ、その法律が最も有益なものであり、凡ての国民によって是認されたものであっても、何ら益するところはないからである⁴」と、教育こそはポリス的人間による至高

* 神戸大学発達科学部（教育科学論講座）

（2000年4月18日 受付）
（2000年6月9日 受理）

の共同体、「国家」の要諦であると躊躇することなく認めている。アリストテレス『政治学』の後半が教育についての考察に収斂していく所以はそこにある⁵。そしてこの「教育（ $\pi\alpha\iota\delta\epsilon\iota\alpha$ ）」と深く結びついた古代ギリシアの「国制」，すなわち「ポリテイア（ $\pi\omicron\lambda\iota\tau\epsilon\iota\alpha$ ）」こそはラテン語ポリティア（*politia*）を経ながら西欧諸語に見られる「ポリス（*police, Polizei*）」の語源となった言葉であり，その理念もまた伏流水となって近代ポリスの理念のなかに注ぎ込んでいるのである。

グラムシの命題の底流には，こうした＜教育国家論＞についての古代ギリシア以来の思惟の伝統があるいは息づいているのかもしれない。ただグラムシの命題に「現実には」という留保が必要になるほど，近代国家においてはそのことが見えにくくなっているだけなのである。しかし「現実」の深みにおいて，ますます近代国家は＜教育者＞であることを余儀なくされる点をグラムシは容赦なく衝いてみせる。

国家の教育的および形成的任務。国家は，新しい，より高度の型の文明を創造し，「文明」と最も広範な人民大衆の道徳のありかたを経済的生産装置の不断の発展に適応させること，したがって，新しい型の人間性を肉体的にもつくりあげることをつねに目的としている。だが，どのようにすれば，それぞれの個人は集合人に組み入れられるのか。また，どのようにすれば，個々人にくわえられる教育的圧力が同意と協力を獲得して，必然と強制を「自由」に転化させることができるようになるのか。これは「法」の問題である。「法」の概念は拡大して，今日「法律の関与しない」という定式におさまっていて市民社会の領域に属している諸活動も，そこにふくめなければならない。市民社会は，「制裁」も拘束的な「義務」もなしに作動するが，それにもかかわらず，集合的圧力を行使して，慣習，思考と行動の様式，道徳のありかた，等々を客観的につくりあげていくのである。⁶

いかなる国家も，文化や道徳の何らかの水準（*livello*）ないし型（*tipo*）にその構成員を再形成する任務を負うものであって，その限りで国家はまさに倫理的・文化的な存在であり，その主要な機能はまさに教育的なものである。特に近代国家の権威の源泉である市民社会においてそのことはいっそう必然的であり，それこそ「法律の関与しない」広大な領域にまで教育的機能はおよんでいく。家族や学校はもとより，医療・保健施設，世論を伝播する情報メディアといった様々な装置を介して，市民社会に生きる個人は，常にそのエートスを血肉と化すまで教育され続けていると言っても過言ではない⁷。

このようにグラムシは近代国家の文化的再生産過程に光を当てながら，その統治の核心に教育的機能が存在することを指摘し，狭い意味での教育の政治性への洞察を越えて，近代的統治実践そのものの教育性へと踏み込んでいく。今日，われわれがその身をおいている近代国家，特にその庇護の下に繰り広げられる市民社会の相においては，「慣習，思考と行動の様式，道徳のありかた，等々を客観的につくりあげていく」ことが「制裁」も拘束的な「義務」もなしに作動」しえているわけであり，そのようなことがなぜ可能なのか，そのメカニズムを探ることが是非とも必要である。「国家は＜教育者＞である」というグラムシの命題はこのような問いをも内包しているものとして捉えることができる。

この課題をより具体的な形で扱おうすれば，いったん教育と統治の関係の基底にまで降りた歴史分析が必要であり，近代国家がまさに＜教育者＞として立ち現れる局面，国家のあらゆる行政機構に浸透した，＜福祉国家＞と呼ばれる国家統治形態の歴史的形成において確かめられなければならない。救貧，衛生，教育といった今日の代表的な福祉領域は，市民社会の生理現象として絶えず生成し続ける社会的周縁領域，そこにおかれた境界的＜生＞への配慮として，17～18世紀にかけて統治客体

としての認識が次第に深まっていき、19世紀以降ますます洗練され顕著な行政領域として確立されていく。すなわちその古層には、ヘーゲルが『法哲学綱要』（1821）において論じた「ポリツァイ」の世界が広がっているのである⁸。

ポリツァイの行なう事前の配慮は、さしずめ、市民社会の特殊性のうちに含まれている普遍的なものを、もろもろの特殊な目的と利益をもっている大衆を保護し安全にするための一つの外的な秩序ならびに対策として、実現しかつ維持する。大衆の特殊な目的と利益はこの普遍的なものにおいてこそ成り立つからである。同じくまたポリツァイの行なう配慮は、上からの指導としては、この社会の枠をはみ出てゆく利害関係に対して事前の配慮を行なう。⁹

「欲求の体系」としての市民社会とは、「万人に対する万人の個人的利益の闘争場であるとともに、この個人的利益が共同の特殊な要件に対して衝突する場でもあり、さらにこの二つがいっしょになって国家のいっそう高い見地と指令に対して衝突する場でもある¹⁰」。

『法哲学綱要』のなかでこう言われているように、市民社会は私的欲求と集团的欲求、さらには国家的欲求とが衝突しあうようなまさに欲求の戦場である。それゆえこの市民社会という名の戦場において、諸個人の人格・所有の安全およびその生計・福祉の保障がポリツァイの「事前の配慮」を通じて調整されることになる。ヘーゲルはこのポリツァイを主に治安の維持、物資の供給・商取引の監督、教育、救貧、植民といった角度から具体的に説明しているのだが、このポリツァイの範疇に＜教育（Erziehung）＞が含まれているという点はいくら強調してもしすぎることはない。ヘーゲルの生きた19世紀、実はポリツァイは法治主義の潮流に圧されてその広大な行政裁量権が恣意的であるという批判を浴び、国内の福祉増進政策を管轄する権能を削ぎ落とされ、専ら国内の安全保障のみを任務とする謂わゆる「警察」に縮減されつつあった退潮期にあった。例えばかつてはポリスの主要部門であった医療・衛生領域などはもうそこから独立してしまっており、表面的な記述の上ではヘーゲルのポリツァイの範疇からは影を潜めてしまっている。そのような事態のなかでさえも、なおも＜教育＞がポリツァイの明示的な一領域として確固たる地位を占め続けていた点は特筆すべき事態だと言わねばならない。

論者によって若干の相違が認められるにせよ、近代ポリス論が扱った具体的な領域は、18世紀初頭のポリス論の泰斗ニコラ・ドラマル（Nicolas Delamare, 1639–1723）によって著された『ポリス概論（*Traité de la police*）』（1705–1738）に示された十一の分類——（1）宗教、（2）習俗、（3）健康、（4）食糧、（5）道路、（6）治安、（7）学芸、（8）商業、（9）工業、（10）召使・肉体労働者、（11）貧民——に沿ったものと理解することができる¹¹。この広範な諸領域に関わる議論を丹念に調べていくと、今日の行政実務領域の大半が一体のものとして、究極的には公的な秩序の維持と結びつく形で捉えられていたことが次第に明らかとなっていく。そもそも古くはポリス（police, Polizei）という言葉自体がすでにより秩序（ordre, Ordnung）の状態そのものを指して用いられていたほどである¹²。当然、教育もまたそうした秩序問題への一つの対応として了解されていたわけである。つまり近代ポリス論においては、教育、福祉、治安といった諸領域が実は一体のものとして認識され、市民社会における秩序問題の立てられ方とそれへの対処の仕方とを規定していたわけである。

こうした観点から近代ポリス論とその周辺について西洋を中心に歴史的な分析を進めてきた本研究は、いかに教育がポリスの対象として確固たる地位を占めてきたかという点について実証的作業を積み重ねる一方で、ポリスの対象たる広範な統治領域そのものがまた、いかに教育的配慮によって貫かれているかという点について様々な角度から具体的考察を行ってきた¹³。本稿ではこうした一連の研究成果を踏まえ、日本における近代ポリス論の受容といった新たな主題にふれながら、本研究の課題や射程といったものを再確認することを目的とする。

そこでまずポリス論が単に西洋のみならず、近代日本にも早い段階で伝播していた点を理解するために、第Ⅰ節では福沢諭吉、川路利良らの著述するところに従い、明治維新におけるポリス論受容の実態とその意義を考察することにする。次に第Ⅱ節ではわが国におけるポリス論の洗練、その普及につとめた後藤新平の『國家衛生原理』¹⁴ (1889) を祖述しながら分析を試みる。この著作のなかでいかなる形で統治が「警察 (Polizei)」として把握され、衛生を普及させる一つの教育構想として語られているかを検討していきたい。今日的意味でのいわゆる警察に還元することのできない顕著な行政実務論として日本のポリス論を析出させるという作業は、背景にある西洋ポリス論を踏まえることによってのみ可能となるのであり、また逆に日本のポリス論受容史を洗い直すことは、近代ポリス論という研究主題をより身近な素材に基づいて議論し、近代統治論の教育的基底を別決する意義をいっそう鮮明にするものであると考える。

I. 日本におけるポリス論導入の端緒

わが国における「警察 (police)」の成立過程については、大日向純夫の『日本近代国家の成立と警察』にたいへん詳しい¹⁵。この労作には西洋ポリスを中心に分析を進めてきた本研究にとって、看過しがたい重要な事例や見解が随所に見出され、ポリスの理念はここ日本でも貫徹していたのかという素朴な驚きを抱かせる。そこで本節では明治維新のポリス論受容の過程を概観しながら、次節で扱う後藤新平のポリス論を理解する上で有用と思われる、福沢諭吉や川路利良のポリス論を検討していくものとする。

(A) 福沢諭吉「取締の法」

わが国に西洋のポリスを紹介した最も古い文献の一つとして、幕府の特使としてパリに赴いた栗本錦雲 (1822-1897) の『暁窓追録』 (1869) をあげることができる。長崎会所の手代が道に迷ってポリスに助けられるという有名な話を通じて、「真二無カル可カラサルノ職」として描かれている¹⁶。

イギリスにもロンドンを訪れたあるフランス人の回想として類話が残っている。1720年頃、この旅行者は不潔で無秩序な街路の有り様を眼のあたりにし、人々にポリスはどこかと尋ね歩くのだが、ポリスという言葉さえ誰も知らないというありさま。とうとう、落胆のあまりこう叫ばずにはいられなかったという。「何てことだ！ポリスも知らないような連中に、一体どうして秩序など期待できるというのだろうか¹⁷」。これら二つの話に共通しているのは、異国を訪れた旅行者の見聞という設定とポリス先進国としてのフランスという認識である。異邦人に象徴されるのは、近代社会に生きる地縁も血縁も希薄化した孤立的人間像の究極的な姿である。そしてそのような帰属関係が乏しい浮遊するアトム化した個人によってもなお社会秩序を可能にするものがあるとすれば、フランス——とりわけその首府パリ——に設置されているポリスという装置とそのテクノロジーをおいてほかになく、いち早くこれを採用したフランスの先見性は紛うかたなきものであるという点でこれら二つの見聞は一致しているように思われる。

栗本錦雲の話はエピソードとしてはたいへんおもしろいものであるが、やはり本格的にポリスの理念をわが国にもたらした端緒は、1870年の福沢諭吉 (1834-1901) による「取締の法」¹⁸に求めるべきだろう。この記事は『警察協會雑誌』第十八号に掲載されたもので、『ニュー・アメリカン・サイクロペディア』のpoliceの記事を抄訳したものであることが判明している¹⁹。それゆえ、福沢があたったこの英文記事²⁰をも適宜参照しながら、わが国にはじめてポリス論をもたらした福沢の議論を検証

していくことにしよう。

福沢は主にパリとロンドンのポリスを紹介しながら、次のような一節でポリスを定義する。

取締とは事物の條理を守り法律を行はしめんが爲め是非曲直を裁判する常務の権力なり。

常務の権力とは兵力にあらざるを云此法の由て來る所甚だ遠し。²¹

ここで「取締」とはもちろんpoliceの訳語である。また、「常務の権力」というのはcivil forceに対応し、「常務の権力とは兵力にあらざるを云」という一節が割書されているように、戦時等の非常時に発動される軍事力とは異なる権力である点が強調されている。「常務の権力」として理解されたポリスは、秩序を維持するために恒常的に配備された文民による統治権力としてまずは登場するのであり、その点は、「ポリスの行動は迅速であり、日々生じる物事を処理していく」、「ポリスは刻々と生じる物事に携わり、通常些末なことこそが問題になる」というモンテスキューの見解を彷彿とさせる²²。

では具体的にそれは何に携わる権力だと説明されているかというと、「取締の法を以て世間の病氣養生のことに注意し、盜賊偽詐等の小罪を防ぎ、或は之を發見し、少年活氣の行状を制する等²³」とされている。ここで「少年活氣の行状を制する」とは、原文では、promoting the reformation of juvenile offendersという箇所にあたり、すぐさま「感化院 (reformatories)」を想起させる記述である。ポリスの具体的業務は、「世間の病氣養生 (sanitary matters)」や犯罪予防・摘発と対等な関係で少年犯罪者の矯正 (reformation) を並置することによって紹介されているわけであり、つまりはわが国でもまさにポリスが人間の再形成 (reformation) を担う技術として受容されつつあった点を示すものとしてたいへん興味深い。

さらに「少年活氣」の問題に対する福沢の並々ならぬ関心を示す個所として、イギリスの地方警察について説明した個所が続くのだが、福沢は原文の説明を大半省略した上でその主旨を次のように引き取っている。

諸郡において罪人を捕ること容易ならず、殊に少年活氣の爲めに罪を犯したる者を取押るに當り、其處置甚だ難きを以て、千八百四十年諸郡に於ても首府の例に倣ひ取締の法を設るを許し、此法漸く行はれてより罪を犯すもの少なく、少年の者も次第に行状を改め、人民の私有も安全にして、且國中の支配其趣を一様にするを得たり²⁴。

ところが『ニュー・アメリカン・サイクロペディア』の該当箇所は、「少年たちが今では即刻感化院に送られる」旨が述べられるのみの簡単な記述にとどまっている²⁵。当時の福沢において、血氣盛んな少年の犯罪とその矯正が現実的な問題としていかに重視されていたかが伝わってくる。福沢はポリスを訳出する作業のなかで、否応なく教育と秩序問題の接点に立たされてしまっているのであり、このようなポリス的思考はわが国の教育、行政、治安に関わる議論に隠然たる影響を及ぼしているのであり、福沢はその一つの糸口となりえているのである。

この福沢の短いながらも密度の濃い西洋ポリス事情の紹介がなされて程なく、1871年10月、ポリスの訳語たる「邏卒」が東京にはじめて登場し、これに倣って各地に設置されていく運びとなる²⁶。当時の邏卒業務の具体像について簡単に触れておくために、1876年10月の「東京警視庁達 (達第123号)」に示された「注意報規則設立の大意」に掲げられた項目を列挙しておこう。

国事 国安ニ関スルコト 此ヲ小別セバ、

一、乗輿及ビ皇族ニ関スル事 一、百官有司総テ官途ニ関スル事 一、陰謀未発 一、都下動静景況 一、政治上ノ動静 一、諸聚会 一、国安ニ関スル未発 一、国計ニ関スル得失 一、国家ノ榮譽得失 一、官ト人民トノ争訟 一、新聞紙 一、学校 一、官園公舎存廃保護

権利 民権ニ関スル事 此ヲ小別セバ、

一、戸籍上ニ関スル事 一、婚姻ノ事 一、動産不動産所有物件ニ関スル事 一、諸般営業 一、贋造商品 一、詐欺・強談・局騙

衛生 健全ニ関スル事 此ヲ小別セバ、

一、諸食物 一、売薬 一、不潔悪臭腐敗物 一、下水物捨テ場 一、寒暑適否 一、諸病及伝染病 一、種痘 一、梅毒検査 一、狂気癲癇 一、変死 一、乳母 一、捨子 一、医者 一、産婆 一、諸物品及家屋・墻壁・樹木等ノ危害、又ハ健康ヲ害スル事 一、発声騒鬧

風俗 風習ニ関スル事 此ヲ小別セバ、

一、孝子義僕 一、不孝不義 一、卑属雇人ヘ不慈残酷 一、家族ノ不和熟 一、諸祭礼 一、俳優・歌舞伎 一、劇場・寄席 一、玉突等各種ノ遊戲 一、博奕 一、遊惰放逸²⁷

さきに紹介した18世紀初頭のドラマールによるポリスの分類に相通ずるものがある。さらにまた新潟県三条では邏卒の職務について、「学校のこと、地券のこと、墮胎のこと、興行のこと、火防のこと、窮民救助のこと、菊の紋章のこと、火葬場のこと、祈禱にて人を惑わすこと、散髪のこと、男女混淆のこと、変死者のこと、国旗のことなど²⁸」と説明されていたというが、その日常生活全般にわたる広範にして細々とした職務内容は、まさに西洋のポリス対象領域が微細にわたるものであった点と符合する。少なくとも18世紀初頭のフランスにまで遡りうるこういったポリスの対象領域が、明治維新の日本においてもなお維持されているとは驚きを禁じえない。また「学校のこと」が筆頭業務として掲げられている点も注目される。わざわざポリス業務の冒頭から「学校」に言及するようなスタイルは、西洋ポリス論にはあまり見受けられないものとして興味深い。大日向の「学校のこと、つまり就学の促進に警察が深くかかわっていた²⁹」という指摘は、日本のポリス受容と近代学校成立がいかに深く結びついたものであったかを示すものとして重要である。まさにポリスが学校を拠点に地域民衆の日常性の掌握・再編に積極的に関わったことの証左であるし、それはまた、人間の再形成すなわち教育への配慮こそがポリス論の要であったことをも雄弁に物語るものである。これらはいずれも、近代的統治の教育的基底それさえも垣間見させてくれるのではないだろうか。

(B) 川路利良と＜保傳＞としてのポリス

日本のポリス実務を制度化する上で、川路利良（1834－1879）がいかに大きな役割を果たしたかはよく知られた史実である。薩摩藩下級武士の出であった川路は、1872年に邏卒総長ついで司法省警保助兼大警視と警察畑を昇進し、同年渡欧して警察制度視察にあたった。この視察をもとに彼はイギリス流の自治警察ではなく大陸流の警察を採用すべきことを建言し、その後も大久保利通の下、東京警視庁大警視として草創期の警察制度にとって決定的位置を占め続ける。しかし再び洋行するが、病に倒れそのまま病没した。

この彼の眼にポリスのモデルとして映じた当時のフランスが、長い近代ポリス論の伝統の上に培われたポリス先進国であったことをもはや繰り返すまでもないであろう。とはいえ、川路がフランス・ポリス論に倣いつつ、しかも独自にそれを咀嚼することで得られたポリス像とは果たしていかなるものであったのだろうか。

まず「我日本国ノ基本」(1876)と題された、旅券制度制定を大久保利通に促した際に提出された文書を見てみることにしよう。

此教ナキ民ニ自由ヲ許スベキ時ニ非ズ。頑悪ノ民ハ政府ノ仁愛ヲ知ラズ。サリトテ之ヲ如何セン。政府ハ父母ナリ。人民ハ子ナリ。仮令父母ノ教ヲ嫌フモ子ニ教フルハ父母ノ義務ナリ。誰カ幼者ニ此自由ヲ許サン。其成丁ニ至ルノ間ハ政府宜シク警察ノ予防ヲ以テ此幼者ヲ看護セザルヲ得ザルベシ³⁰。

あからさまにその愚民観を剥き出しにした一節だが、この川路の言葉はしかし、ポリスの核心をつくものとして銘記されなければならない。ここでポリスは父母とその子どもの関係をモデルに理解されており、これは注目すべきところである。政府を父母に人民を子に見立て、たとえ嫌われようが親には子を教え導く義務があり、幼児に自由を許すべきでないのと同様、政府もまた人民を教導する義務があると忌憚なく訴え、その言わんとするところは直後の一節、父母たる政府はポリス(警察)の予防を用い、幼児たる人民を手厚く看護しなければならないということに収斂していく。つまりポリスは、片時も眼を離さない父母の子に対する慈恵的な眼差しをこそ模範とし、まさにその教育的配慮によって描かれているわけである。尤もこうした家父長主義的国家観に基づく保護主義は川路のポリス論固有のものではなく、そもそもかのドラマール『ポリス概論』からしてすでに、ポリスを理解するには「自然が万人に与えた親たる観念」に照らしてみるのが最もよいとされ、「小国家 (petits États)」としての家族は「大国家の苗床 (Séminaire des plus grands États)」として常に立ち返るべきモデルだと称揚されていたことが想起される³¹。この家族的支配関係の構図を範とするポリス論の系譜は川路の言説のなかにも脈々と受け継がれ、その痕跡は今日もなお福祉行政領域の随所になお残っているように見受けられる。まずはこの川路のポリス論を通して見えてくるのは、こうしたポリスによる社会統治が<家族>を範として仰ぎながら、これを積極的に活用するものであったと指摘することができる。

さらに川路の思想を最もよく伝えていると言われ、黎明期の日本警察の精神を表現した最も重要な文献として知られる『警察手眼』(1876)には次のような記述が見える。

(一) 行政警察ハ予防ヲ以テ本質トス。則人民ヲシテ過チナカラシメ、罪ニ陥ラザラシメ、損害ヲ受ケザラシメ、以テ公同ノ福利ヲ増益スルヲ要スル也。

(二) 海陸軍ハ外部ヲ護スル甲兵也。警察ハ内部ヲ補フ薬餌也。[以下略]

(三) 一国ハ一家也。政府ハ父母也。人民ハ子也。警察ハ其保傅也。我国ノ如キ開化未ダ洽ネカラザルノ民ハ、最モ幼者ト見做サバシム得ズ。此ノ幼者ヲ生育スルハ保傅ノ看護ニ依ラザル可ラズ。故ニ警察ハ今日我国ノ急務ト為サバシム得ザルノ理アル也。³²

このように『警察手眼』においては、ポリス・メタファーとして概ね上記抜粋中の「薬餌」(ほかに「平常ノ治療」)、「保傅」(ほかに人民=「児輩」に対して警察官=「傅」,「勇強ノ保護人」,「孺子ノ傅母」)が多用されている³³。これら「薬餌」や「保傅」メタファーからは、ポリスがその保護主義的 (paternalism) 配慮から秩序の境界に生きるものたちを「弱者」として見出ししていく眼差しを如実に読みとることができる。もちろんそれと同時に彼らを危険視する眼差しが重ね合わされていることは言うまでもない。川路利良が活写したポリスの理念は、犯罪を未然に防ごうとする治安への配慮と病者や子どもに対する慈恵の配慮とが交差する地点に像を結ぶものであり、そこにポリス論における治安・衛生・教育の連動関係を躍如として表現しているものなのである³⁴。「一国ハ一家也。政府

ハ父母也。人民ハ子也。警察ハ其保傳也」という川路の言葉は、もちろん各地の警察官にその理念の普及を目指すために用いられた素朴な喩えではあるが、近代ポリス論をその核心において捉える彼の鋭い直感を凝縮したものであり、過小評価すべきではない。西洋ポリス論から脈々と受け継がれてきた世界を川路利良はいとも易々と「保傳」メタファーに結晶させたのであり、この一事をもってしてさえ、わが国が短期間にポリス論のエッセンスを吸収し、しかも戯画的なまでにこれを忠実に再現したということを窺い知ることができるのである。

II. 後藤新平の衛生原理とポリス論

こうして明治維新の日本も早々にポリス論の洗礼を受け、そのモデルをフランスからドイツへと移しながら徐々にポリス論は日本に知られるようになっていった。特にこれからふれようとする後藤新平(1857-1929)はその大立者にほかならず、彼の経歴そのものが近代ポリス論の世界を体現しているといっても過言ではない。その主だったものを列挙してみただけでも、一見雑多に思われる一つ一つの経歴が全体として一本のポリス的な線で結ばれていることに気づかされる。衛生局長、台湾民政局長、満鉄総裁、通信大臣、鉄道院総裁、拓殖局総裁、内務大臣、外務大臣、東京市長、帝都復興院総裁などの官職、そして、東京市政調査会長、家庭電気普及会長、東京放送局総裁、少年団日本連盟総裁などの主導的役割。これらを衛生、教育、交通、植民といったカテゴリーに分類してみれば、そのいずれもがポリス論の主要な対象領域であったことが想起される³⁵。

その経歴だけでも後藤新平と近代ポリス論との関係がいかに密接なものであったかを窺わせるには十分だが、さらに後藤が極めて旺盛にドイツの国家行政理論を摂取しながら、自らのポリス論を実際に展開していた点は注目し得る。そこで鶴見祐輔によって「伯の長き政治生活の根柢には、この『國家衛生原理』の思想が一貫して流れてゐた³⁶」と評される『國家衛生原理』を、彼の顕著なポリス論として少し詳しく検討していくことにしよう。

(A) 「人体的国家」の<衛生法>

衛生法トハ生理的動機ニ發して生存競争自然淘汰ノ理ニ照準シ人爲淘汰ノ力ヲ加ヘテ生理的圓滿ヲ享有スルノ方法ヲ總稱スルモノナリ衛生ハ國ノ要素死生ノ地存亡ノ道察セサルヘカラサルナリ³⁷

ここではまず<衛生法>とは、「生理的動機 (Physiologischer Trieb)」を発露として、自然に即しつつ人の手を加えながら「生理的圓滿 (Physiologische Integrität)」を享受するための方法だと定義され、「衛生ハ國ノ要素死生ノ地存亡ノ道」とまで言われている³⁸。このような一個の人間はおろか国家といえども<衛生法>を疎かにすることはできないとする考え方は、後藤のこの著作を通じて幾度となく繰り返されるモチーフであり、「皆其本ハ國民ノ体中ニ有スル生理的動機ニ發シテ分レテ生理的圓滿ヲ得ルノ方術トナルモノニ非サルハナシ³⁹」と言われるように、「上下院、内外務、農商務、教育、司法、兵事⁴⁰」など極めて広範な統治の営みすべてがまた<衛生法>として捉えられる。

このような汎衛生主義を唱える後藤の視座は、鶴見祐輔が「人間とは一種の衛生動物、國家とは一種の衛生團體に過ぎなくなる⁴¹」と評したように、生物学的知見の社会事象への積極的応用だとまずは解することができる。生物学が国政を論ずる上で必須の学とされるのはそのためである⁴²。すでに川路利良は直感的にポリス(警察)を<治療>に喩えていたのだが、後藤新平に到っては単なる隠喩表現からさらに一步を踏みだし、名実ともに国家統治は<衛生法>以外の何ものでもなくなっていく。

生物ハ皆生命ヲ有シ衛生法ヲ有スルカ如ク至高有機体タル國家ハ人類ノ生理的集合体ナルカ故ニ生命ヲ有シ衛生法ヲ有スヘキコト⁴³

この「生命を有し衛生法を有する生理的集合体としての国家」という考え方は次のような前提に基づくものである。まず一つは国家統治の実務に関わる諸要素が生理的かつ物質的であるという認識であり、もう一つは個と全体とのあいだの<生>という異種同型性 (isomorphisme) への認識である。このような着眼点に基づいて後藤はその生命体としての国家の衛生原理をどのように敷衍しているのであろうか。以下、後藤の提起する論点にしたがって少し詳しく検討してみることにしよう。

はじめに国家統治の生理的物質性についてであるが、これは国家もまた生命現象としての自己保存、産出活動を支える固有の物質代謝システムを備えるものだという見解の表明だと見ることができる。後藤は国家統治を生命個体に関わる繁殖と自己保存の二つの活動になぞらえつつ、国家の生存に関わる物質的な諸要素を列挙する。例えば、「人類協力一致ノ經營」として工芸、殖産、電信、鉄道、汽船、交易、教育といった諸要素が「産出性」^{プロデュース}のそれであり、治安、疾病・災害防止、兵事といった諸要素が「防衛性」^{ディフェンシブ}のそれだとされ、さらに「此等ノ經綸ヲ政權ノ力ニ藉テ辦理スヘキ人類社會ノ形勢ヲ名ケテ『ママ』國家ト稱ス」と述べられる⁴⁴。ここに挙げられた産出と防衛の国家の両輪に関わる人間、財、そしてその交通 (Verkehr) といったものこそ、まさに国家存続の物理的要件にほかならず、この管理全般こそが真の統治、すなわち<衛生法>なのだと考えられていたわけである。

國家ノ組織ハ人類ノ生理的動機ニ發シテ其目的ハ生理的圓滿ヲ享有セントスルニ在リ—— [中略] —— 德義ヲ實行スルモ畢竟生理的圓滿ヲ得ンカ爲メナリ國民ノ安寧幸福ヲ進ムルモ又權利秩序ヲ保護スルモ皆然ルヲ以テナリ⁴⁵

鶴見祐輔が『國家衛生原理』を評して、「『國家衛生原理』に現はれたる人生觀乃至國家觀は、心靈によって支配さるる人生、倫理によって規定さるる國家を首唱する理想主義に對し、極めて物質主義的なものであったと言はねばならぬ。さうして彼はこの物質的人生、物質的國家に對し、「衛生」といふ名を與へた⁴⁶」としたのはまことに正鵠を射たものだといえる。先述の川路利良の<治療>がなお隱喩表現にとどまったのに対して、後藤新平の<衛生法>はもはや隱喩などではなく、統治実践の照準を國家の命脈を保つ物質的諸要素に定めた画期をなすものである。社会医学の眼差しの下、國家の生を構成する群れなす個人のアモルフな生を可視化し、利用可能な資源として活用すること、これこそが後藤にとって國家の統治であり、衛生法だったのである。

さらに加言すれば、「衛生ト理財トノ關係」と題された『國家衛生原理』の第五編では、ウィリアム・ペティ『政治算術 (Political Arithmetick) 』(1690) 以来衆目を惹くところとなる、「人口」の価値が詳細に議論され計算されている。もちろん単に数が多いというだけで人口の価値が決まるわけではなく、「人口ノ經濟上價格ハ人力ノ發達シテ自然ノ力ニ勝ツニ在リ教育ニ依テ得ラレルヘキナリ⁴⁷」と述べられているように、当然生産活動に結びつくだけの十分な健康状態を維持していなければならないし、ひいてはそのための衛生施策を受け入れるために十分啓蒙されている必要がある。つまりは人間の生命こそがまさに國家の最たる物質的資源であり、人口という相において可視化されることで、資源の品質管理としての衛生と資源の再生産としての教育とが不可分に結びつくのである。後藤はこうした立場を採りながら生命の問題を政治の問題として切り拓こうとしていたのであり、その末裔として今日の福祉國家に生きるわれわれの眼前には衛生や教育の問題をはじめとした様々な問題が、総じて個人から社会全体におよぶ<生き方>の問題、すなわち國家の管理に委ねられた<生>の形式の問題として立ち現れているようにも思われる⁴⁸。

さらにもう一つの角度から照射してみよう。先に提起した個と全体との異種同型性に関する認識は、個人をいかにして集団、特に国家のような全体性のうちに統合することができるかという古典的問いに対する一つの解答だとみることができる。国家の成立とはいかなる事態であり、個人に対していかなる意味をもつものなのか、そしてそれは何ゆえに正統性を獲得しうるのものなのかといった問いに対して、後藤は〈国家＝有機体〉ひいては〈国家＝人体〉という観点から考察を試みる。

ローレンツ、フォン、スタイン氏ノ國家解剖説ニ國家ハ最上ノ有機体タルノミナラス至高ノ人体ナリ而シテ國家ノ身体ハ國土ナリ國家ノ精神ハ人民ナリ國家ノ神識ハ國家ノ元首ニシテ國家ノ意志ヲ發スル機關ハ憲法ナリ國家ノ行爲即實務ハ行政ナリト謂ヘルハ純粹萬有學上ニ屬スヘキノ有機体トナスノ意ニ非サルヘシ然レトモ國家ナル複体ハ之ヲ組織スル一個人即單体ヨリ成リ一種無類ノ機關ヲ有シ活動ノ顯象ヲ呈スル集合体ナレハ有機体トナスモ敢テ不可ナル所ナシ故ニ一ニ人體的國家ノ稱アリ只是萬有學範圍外ノ有機体タルノミ余ハ將ニパッペンハイム氏ニ隨ヒ國家ヲ以テ萬有境外ノ最高有機体ナリ至高人体ナリト謂ハントス⁴⁹

わが国の国家制度形成に多大なる影響を与えたことで知られる、ローレンツ・フォン・シュタイン (Lorenz von Stein, 1815-1890) の議論を援用しながら⁵⁰、須賀川医学校に学び、24歳の若さで愛知県立病院長を勤め、岐阜で暴漢に襲われた板垣退助を治療したこともある後藤新平は、ここで人体的国家をその器官、その機能において文字通り腑分けして見せているわけである。「最高有機体」、「至高人体」として捉えられた国家は、個々の成員の身体における諸器官・諸機能の階層秩序をそっくりそのまま、まさに異種同型の秩序として自らのうちに再現させる。個人はこのような国家を構成する「細胞」の位置を占め、国家的生の究極の源泉として立ち現れる。

人體的國家ハ其細胞タル各人ノ生理的動機ニ由テ成立ス國家ノ機能ハ之ヲ總稱シテ國務ト謂フ乃國家ノ一大衛生機務ナリ⁵¹

後藤はここで、国家と諸個人の関係を対抗関係や支配-被支配関係として捉えようとはしないのであり、国家を細胞たる諸個人の生のネットワークによって構成され、これに調和と統合を与えるものとして定位しているのである。それゆえ個人という細胞の生存を無視しうるような人体たる国家などおよそ考えられない以上、個別な生の増進、その積極的援助こそ統治の唯一にして最大の目標として掲げられる。

蓋シ國家ト稱スル特殊ナル社會ノ形状ハ之ヲ組織スル人民ノ爲メニ（之ヲ詳言スレハ人民ノ衛生ノ爲メニ）現存スル者ニシテ國家自体ノ爲メニ人民ヲ棲息セシムルニ非ラス故ニ唯國家ヲ組織スル人民アリテ初メテ其國家ヲ現存スヘキ者ナリ⁵²

そもそも『國家衛生原理』の主眼は、「國家政治ノ本源亦各個人生理的動機ニ胚出スルコトヲ明ニシ以テ狹義ノ衛生ト國務即廣義衛生トニ於ケル深遠ナル關係ヲ知ラシメントス⁵³」ことにおかれていた。個人の生を衝き動かしている力こそまた国家的活動の原動力であり、かつその目標でもあるわけだから、「健康ノ價ハ獨リ一個人經濟上ニノミ止マラサルコト⁵⁴」と述べられているように、個人の生は単に私的なものであるとは認められないのであり、国家統治の恒常的な配慮の下におかれるわけである。

この点について後藤は『衛生制度論』（1890）という別の著作で、「警察ハ往々人々ノ自由範圍内ニ

干涉スル職務ニシテ國家ノ權力ト一個人ノ權力ト相觸レ遂ニ警察ノ關涉スヘキ法境ヲ生ス⁵⁵」と明確に述べているが——「警察」とは次節で詳しく扱う「ポリツァイ」のことである——，この國家衛生の要たるポリスの対象領域が國家の生と個人の生とが接する地点に築かれるという主張は非常に意義深いものがある。つまり公的なものと私的なものとが截然と區別されえず，むしろ渾然一体のものとしてあるような領域，そこにこそ個別具体的な生が醸し出す無限の欲求が公的なものにまで上昇する機縁が存在し，後藤新平にいたるまで脈々と受け継がれてきた近代ポリス論を育んできたのである。

人体的國家の衛生法たる國家行政が個々の人間の生きているという現実そのものをいかに配慮し，いかに経営していくかという点にこそかかっているという意味において，個々の生とは國家統治の支点であり，かつ作用点でもあるような存在と化している。後藤の衛生國家論を通して仄見えてきたのは，こうした公的なものと私的なものとを同時に湧き上がらせ，相互に干涉させあうような福祉國家に生きるわれわれの特異な生のあり方そのものだと言っているのではなかろうか。

(B) 後藤新平のポリス論

では次に具体的な國家統治の姿を後藤の記述に即して観ていくことにしよう。そこですぐさま関心を惹くのは、『國家衛生原理』の第三編，「人体的國家ノ機能」についての箇所である。この人体的國家における統治制度の詳細を論じた第三編には，「第十五章 ^{ポリツァイ}警察ノ職務並警察ト事務トノ關係」および「第十六章 ^{フレーグ}警察ノ分類及交互ノ關係」という本研究にとって看過しがたい内容が含まれている。しかも「警察」に付された「ポリツァイ」という振り仮名は，言うまでもなくドイツ語Polizeiを念頭においたものであり，その含意するところは次のように説明される。

元來警察（Polizei）ト云ヘル字義ハ教法ニ關スル事務ヲ除クノ外汎ク内國政務ノ全体ヲ總稱シタリシニ其後小變シテ内務ノ義トナリ近代ニ至リ更ニ變シテ保險警察即外面上ノ危害及犯違ヲ防禦スルノ義トナリ主トシテ消極性ノ職務ヲ指示スルコトナレリ故ニ警察ノ字義ニニアリーハ狹義ニシテ今日人々ノ唱フル如ク行政中ノ一小部ヲ謂フハ廣義ニシテロベルト，フォン，モール氏ノ襲用セシカ如ク此警察即「ポリツァイ」ト云フ語ヲ以テ内國全体ノ政務ヲ徵セシ意ニシテ行政ノ義ナリ⁵⁶

それゆえ第十五章および第十六章に現れる「^{ポリツァイ}警察」は，特にことわりがない場合，広義の警察，つまり国内行政全般を取り扱ったドイツ・ポリツァイ学を踏まえたものと考えられる。例えば次のような箇所はそのような広い意味に解するよりほかない。「政府カ各個人能力ノ未タ足ラサルトコロヲ補充シテ其良績ヲ奏スル方法ヲ設ケサルヘカラス是皆警察ノ範圍ニ屬スヘキモノナリ—— [中略]——國民タル者縱令ヒ直接ニ司法ノ補助ヲ假ラサルモ安寧ナル生活ヲ營ミ得ヘシト雖モ善良ナル警察ノ保護ヲ受ケスシテ瞬時モ生存スルコト能ハス⁵⁷」。さしずめ今日なら，警察の世話になどならない方が望ましいとされるところだが，ここではむしろ「司法」がなくても生きていけるが，「警察」がないと生きていけないとされている。これは「警察」がヘーゲルやドラマール時代のポリツァイ（ポリス）の訳語として用いられているからである。そこで本稿では後藤新平のこのような趣旨を汲んで，「警察」を「ポリツァイ」と読み換えていくことにしたい。そうすれば先の「警察ノ保護ヲ受ケスシテ瞬時モ生存スルコト能ハス」というくだりは，行政実務領域全体を扱うポリツァイなしには瞬時も生きてはいけないと理解しやすいものとなるだろう。

警察ハ一個人ノ所見ト其所定トヲ以テ風儀ヲ維持シ生存ノ障礙ヲ豫防シ又ハ之ヲ芟除スルコト能ハ

サルモノ或ハ禍福正邪ニ於ケル天賦ノ判断ヲ助クヘキ政務^{智識ヲ養成スル教育ノ類}并ニ「私法上ノ成規」^{プリハートレヒトリッペン、サッフンゲン}ノ力ニ由テ風儀ヲ維持シ生命及生計ノ障碍ヲ豫防シ又ハ之ヲ芟除スルノ目的ヲ達シ能ハサルノ際之ヲ執行スルノ責任ヲ有スル者ナリ⁵⁸

ポリツァイは秩序や生存を脅かす障害を自ら予防・除去することができない者、あるいは損得善悪の判断を誤ってしまう者に対して、「智識ヲ養成スル教育ノ類」の政務を施してこれを補助するものであり、さらに個人では対応しきれない秩序や生命の危機に際しては、代わってこれを執行するものとして説明される。まずもって驚かざるをえないのは、後藤が明確に教育的活動をポリツァイの柱に据えている点である。ほかに「國家ナル徳義ノ集合体ト社會ナル慾情ノ集合体ト互ニ相須テ一國ノ健全即生理的圓滿ヲ保持スヘキコトヲ助ケルモノハ實ニ智識ノ普及ニ在リ⁵⁹」とされており、国家の健康は衛生法を貫徹するだけの知識の普及を前提とする以上、この任務を託すべき機関が是非とも必要になる⁶⁰。つまりポリツァイは国家にとってその衛生法を実現する最たる執行機関であり、ポリツァイの主要な活動は教育ということになる。このポリツァイの教育的活動はもちろん、川路利良のポリス（警察）＝保傅という素朴な喩えの延長線上にあると考えることができよう。

しかしポリツァイの教育的活動とは、具体的にはいかなるものとして把握され、後藤新平の統治論にあっていかなる位置を占めるものなのか。

行政ノ諸件ハ其場合ニ随テ威權ヲ用フヘキアリ撫愛ヲ旨トスヘキアリ其撫愛ヲ旨トスルモノハ各自ノ意志ヲ強逼スルコトナク専ラ諭言、報告、勸奨若クハ補助ヲナスナリ近時之ヲ眞ノ警察ヨリ分離シテ事務（即Pflege）ト稱ス是ニ於テ乎警察意義大ニ狹小トナレリ（是國民經濟、衛生、教育ノ事務ト國民經濟上衛生上教育上ノ警察トノ區分ヲ生ス）⁶¹

ポリツァイはアメとムチとは言わないまでも、「撫愛」^{フレンデ}（Freundか）と「威權」^{ゲワルト}（Gewalt）の二つの行動様式を兼ね備えたものであり、「撫愛」は「眞ノ警察」から分離して、今日「事務（即Pflege）」と名称こそ変えてはいるものの、本来一体のものとしてポリツァイのなかに統合されていた。ここで「事務」と呼ばれているPflegeとは、むしろ世話、保護、転じて育成といった意味のドイツ語で、「撫愛」——別の箇所では「撫育」とされることもある⁶²——と並べてみたとき、ポリツァイの慈惠的・教育的側面を指していることが自ずと浮かび上がってくる。後藤の記述に即して言えば、「撫愛」とは各自の意志を尊重し、決して強制することなく教え諭し、奨励し、援助するポリツァイの一方の極にほかならない。しかしもちろんその他方の極には、「撫愛」の効力を支えている「威權」が担保されていることは言うまでもない。ただし「威權」^{ゲワルト}はあくまで最後の手段であってその濫用は厳に慎まねばならない。

ブルンチュリー氏曰ク事務ト警察トヲ分テ二事トナスヘシ例之ハ教育ト教育警察トノ如ク教育事務撫愛ニシテ教育ノ警察ハ威權ナレハナリ而シテ總テ公衆ノ生活經營上ノコトニ於テハ警察ノ關セサルコトナキカ故ニ教育事務及ヒ經濟事務等ニモ關係セリ是レ唯公衆ノ爲メニ威權ヲ要スルコトアルヲ以テナリ若シ此威權ヲ要セサル時ニハ之ヲ濫用スヘカラス事務ノミヲ以テ施行シテ可ナリ⁶³

あるいはまたこうも言われる。

盖シ警察官ノ本分ハ刑罰ヲ施スニアラス唯公衆ノ安寧健全ヲ照顧スルヲ以テ目的トナスヘキモノナルカ故ニ警察ハ社會ノ安寧健全ニ於ケル國家ノ照顧ナリ即公衆ノ安寧健全ニ於ケル制御ノ權勢ヲ帶

フル照顧タルヲ以テ彼ノ^{レヒツアレ}司法^ト異ナレリ⁶⁴

ポリツァイとは、通常ならば「撫愛」によって公共の安寧健全に対する「^{ゾルグ}照顧」，すなわち「キヲツケル」ことを任務とし、「威權」はむしろ眼につきにくい活動である。刑罰運用を中心とした司法権などと比べれば，ポリツァイは民間にとってははるかに親密な存在であり，抑圧的どころかむしろ好意的な教育的統治実践を展開し，日夜公共の秩序の維持，国民生活の安定に気を配っている。ただし「撫愛」の万策尽き果てたところでは，もちろん事態は一変し，「威權」が直ちに展開し，障害除去が遂行される。もちろん「撫愛」は「威權」と無縁でなどありえない。いったん「撫愛」では手に負えない矯正不可能な者だと認定したなら，ポリツァイは「威權」というもう一つの姿を現し，まさに力づくでねじ伏せるだろう。しかしそれはポリツァイの主要な機能ではなく，依然として教育的機能こそが重要である。常に物理的強制力を担保している教育的な力こそ，ポリツァイの真骨頂をなすものなのである。

さてこれまで，ポリツァイ全体を貫く教育的統治の様態，あるいは権力の教育的な作用形態について検討してきたのだが，次に教育がポリツァイの固有な一領域としてどのように位置づけられていたのかについて着目していきたい。その際特に第十六章は有用であるので，少し長くなるが全文を引用しておきたい。

第十六章 警察ノ分類及交互ノ關係

汎ク警察ト云ヘハ其範圍廣シト雖モ之ヲ要スルニ其事項ハ^{シュツツエン}防護^{フエルデルン}ト^{インデビデュアルポリツァイ}勸奨^{レヒツアレ}トノ目的ニ過キス今之ヲ分類スレハ左ノ如シ第一科國家警察（狹義ノ）又高等警察トハ國家ノ存在ト其安寧トヲ監護スル者ナリ（政治上ノ集會及出版物等ヲ監察シ暴民ノ蜂起ヲ豫防スル等ヲ云フ）第二科各個人ノ生命健康ヲ保護催進シ安寧ナル生計ヲ營マシムル者之ヲ^{インデビデュアルポリツァイ}私人警察ト云フ第三科教育警察第四科財産警察又國民經濟警察是ナリ而シテ第一科及第二科ヲ保安警察ト稱スル人アリモ^{レヒツアレ}ル氏ハ第一科ヲ司法警察或ハ^{フレンジーフポリツァイ}豫防警察ニ屬シタリ

此各範圍ハ互ニ相關涉ス例之ハ人民富裕ニシテ教育普及スルトキハ衛生警察上ノ事自ラ進歩シ其効力モ著大ナリ又人民強強壯ナルニ至レハ國民經濟上ニモ亦益アルカ如シ蓋シ健康及體力ハ則貨幣及時間ナリ疾病ノ日ハ必ス財産ヲ消耗ス

各物件ニ就キー々警察ト事務トノ範圍ヲ區別スルハ決シテ容易ノ業ニアラサルノミナラス却テ數多ノ物件ハ同時ニ諸種ノ部類ニ屬スル者ナリ例之ハ生活需要品ノ支給ノ如キ教育警察衛生警察及ヒ國民經濟ニ屬シ工業ノ如キハ元來經濟上ノ物件ナレトモ亦衛生警察ニ關係ヲ有スルコト少ナカラサルカ如シ⁶⁵

まずここでポリツァイの分類を四科に分けて提示しているわけだが，第三科にはっきりと「教育警察」という文字を読みとることができる。警察の四つの構成領域のなかに，「國家警察」，「私人警察」，「財産警察」と対等に「教育警察」が含まれているのである。17世紀から18世紀にかけてのフランスならびにドイツで展開した近代ポリス論は，福沢諭吉や川路利良らの議論を経ながら日本に輸入され，後藤新平において「教育警察」という一領域を難なく設定できるに到ったのである。

しかもこの「教育警察」は単独に運営されているわけではない。「此各範圍ハ互ニ相關涉ス」と述べられているように，四つのポリツァイ領域は互いに密接に繋がっているのである。経済的に豊かであり，教育も普及しているなら，自ずと健康な状態にあるに相違なく，そもそも病気になるということは財産の損失にはかならないと後藤は言う。まさに「健康ハ人世ニ於テ至高ノ財本⁶⁶」である。ちなみに，「衣食住其他學問，修業，職業，勉強等總テ幼者ヲ育成スル所ノ父母ノ勤勞及費用ハ數年間

危険ノ間ニ据置キタル貯蓄資本ナリ⁶⁷」と述べるあたりは、教育はほとんど賭事の様相を呈している。

いずれにせよ、ポリツァイを構成する治安・衛生・教育・財産の各範疇が相互に重なりあい、連動しあうことで一体の統治領域を立ち上げているという認識を後藤が強くもっていたことは間違いない。しかも狭義の警察と事務とを厳密に区別することは不可能であり、かえって密接にこれらが連動しているという本質を見失うおそれがあるとさえ考えていたようである。つまりポリツァイとは教育を治安、衛生、救貧との関係のなかにおきなとし、国家が生存していく条件とは何か、それには何が必要であり、何が余分であるのか、また何を排除すべきかといった一連の統治に関わる問いのなかで、教育をしっかりと組み込む枠組みを提供したものと考えられる。冒頭に掲げたグラムシの命題、「国家は、まさしく新しい型ないしは水準の文明を創造しようとめざしているかぎりでは、現実には教育者(educatore)であると考えられなければならない」という命題は、後藤新平のポリス論のなかに見事に具現化しているものと考えられる。

Ⅲ. 小括——ポリスとしての教育、教育としてのポリス

福沢諭吉、川路利良、そして後藤新平の著作をわが国の代表的ポリス論の一例として分析し、これらを西洋ポリス論の文脈に照らし合わせてきたわけだが、果たして彼らのポリス論を貫く思想とはいかなるものであったのだろうか。最後にこの点についてもう一度論点を振り返りながら議論の整理をしておきたい。

まず福沢の「取締の法」におけるポリスとは、軍事力とは区別される、日常的な秩序維持に携わる「常務の権力」として捉えられるものであった。特に対処すべき問題として取り上げられたのは、衛生問題、治安問題、そしてこれに比肩するものとしての少年問題であった。「少年活氣の行状を制する」とされたこの少年問題とは、実に感化や矯正(reformation)を念頭においた秩序問題と教育思想との接点に立つものであり、福沢のポリス思想の焦点ですらあった。つまりポリスは、福沢にあって、秩序を維持し構築する上で重要な人間の再形成(reformation)をその使命とする権力として理解されていたのであり、少年問題において凝縮されうるような性格を帯びるものであったのである。

また川路のポリス論に典型的に見出されたのは、「一国ハ一家也。政府ハ父母也。人民ハ子也。警察ハ其保傳也」という表現に集約されたポリスの保護主義的側面であった。そこでは福沢の「常務の権力」という説明同様に、抑圧的武力行使よりはむしろ「内部ヲ補フ薬餌」のような慈恵的援助こそポリスに相応しいものであると強く意識されていた。それゆえポリスは幼児の子守役たる「保傳」に喩えられ、民衆を教え諭し、自ずと秩序へ向かわしめるものとして構想されていたのである。こうした川路のポリス論は抑圧的だと誤解されがちなポリス・イメージを払拭する上で極めて有用なものである。もちろんこのような川路のポリス論は、わが国において秩序の周縁にポリス的統治の対象として「弱者」が見出されていく過程を抜きに考えられるものではなく、それが抑圧的ではないまでも常に治安への配慮を織り込んだ慈恵的配慮であった点を看過すべきではない。

そして何といっても後藤新平はわが国のポリス論受容史において際だった位置を占めている。川路や福沢のポリス論がなお萌芽的であったのに対し、後藤のポリス論『國家衛生原理』はシュタインやモールらの影響を受けながら格段に洗練され、体系的な論述スタイルをとるに到っている。すなわち後藤のポリス論は、個人から国家の営為にわたるすべてを「生理的動機」に発する「生理的圓滿」の追求として体系的に捉え直し、医学・生物学的見地から徹底して国家統治を再定義するものだったと言えるものである。国家とは、後藤に従えば、「最高有機体」あるいは「至高人体」にほかならず、その統治は生ける人体的国家の健康を維持増進すること、言うなれば国家の「衛生法」を実践することに尽きるとされていた。そこで早計に国家の生存が個人の生存に優先するなどと考えられていたの

ではなく、「國家ヲ組織スル人民アリテ初メテ其國家ヲ現存スヘキ者ナリ」と確認されていたように、むしろその究極目標は國家の生命を微細なレベルで組織する個々の細胞の生命、「人民ノ衛生」に据えられていた。このように個人の生存が統治の存在理由であればこそ、もはやかえって個人の健康状態は人生の悲喜を左右する私的な問題とは見做されないのであり、それはむしろ社会的資源として國家存続の物理的条件に関わる問題だと捉えられる。人間こそいかなる國家も例外なく有する資源であり、その〈生〉を細部にわたって配慮し、管理し、活用すべきだとする発想は、後藤の衛生原理から今日の福祉國家行政に到るまで依然として通底しているものではなからうか。

こうした衛生國家論を前提に後藤のポリス論を理解していくと、まずはそれが今日の行政実務領域全般を扱う、國家の〈衛生法〉の具体的運用論、國家存続に関わる統治技術論として展開されていたことが了解できる。その際、後藤の思索を一貫して牽引していたのは西洋ポリス論の伝統、直接的にはドイツ・ポリツァイ学であった点は極めて明瞭である。そのことは「警察」という語がほぼドイツ語Polizeiの古い用法に倣って幅広い意味で用いられていたことに端的に表れている。この西洋ポリス論がそうであったように、後藤のポリツァイにおいても、その対象領域は治安、衛生、教育、經濟に区分されるとはいっても、それぞれ〈生〉という資源の保全、維持、再生産、配分において互いに密接に連携しあい、一体の世界を形作っているのだという認識は強固なものである。近代ポリス論における教育的思惟を圍繞する世界とはかくなるものである。

しかも〈教育〉は単にポリツァイの一領域であるにとどまらず、「撫愛」^{フロエンデ}と「威權」^{ゲワルト}というポリツァイの作用形態の一方の規準をなすものでもあった。「撫愛」とはつまり、「各自ノ意志ヲ強逼スルコトナク専ラ諭言、報告、勸奨若クハ補助」することとされ、やがてポリツァイから「事務 (Pflege)」として分離していったとされるものである。このドイツ語Pflegeをむしろ世話、保護、育成といった意味にとるなら、そこでポリツァイを「智識ヲ養成スル教育ノ類」だと述べた箇所と相即するものであり、自ずとポリスの後見的・教育的性格が浮かび上がってくる。つまり「威權」という強制力と不可分に結びついた「撫愛」^{フロエンデ}とは、ポリスという装置を介して行使される統治權力の教育的な作用形式にほかならない。

このような福沢、川路、後藤らの議論を通して浮き彫りにされたのは、ポリス論の深化とともに統治の教育的性格がますます重視されるに到ったということである。多様なポリス諸領域の一つとして教育が歴然とポリスに属していたと同時に、まさに冒頭に掲げたグラムシの「國家の教育的および形成的任務」を極めて具体的な形でポリスという装置が担おうとしていたと言っている。このことは近代ポリス論が徐々に可視化していった領域、すなわち犯罪、病氣、貧困、無知といった秩序からこぼれ落ちる無秩序との境界領域 (liminarity) に教育が一貫して深く関わってきたことを示すものとして重要である。そしてまた、こうしたポリス的統治の枠組みのなかで次第に形成されていったという経緯こそは、近代教育思想に特異な性格をも与えているのである。

とはいえ、いかなる社会や文化といえども、それぞれ固有の秩序とそれに対応した境界領域とを併せもつものである。人が世界から秩序の形象を切り出してくる限り、否応なく無秩序との境界をつくりだしてしまうのだとすれば、境界領域なくして秩序はありえないとさえ考えられる。ただ境界領域と秩序との関わり方が様々に異なるのであり、境界領域といかに相對していくのかということこそがその文化の性格を決めているとも言えるだろう。例えば、境界領域を敵視し、これを排斥することに血道をあげる文化もあれば、逆に境界領域を活性化し、社会的紐帶の回復と秩序の再生をそこに求める文化もあるだろう⁶⁸。それではわれわれの社会は自らの生理としていかなる境界領域と接しており、これとどう折り合いをつけているのであろうか。要するにこれは近代の社会や文化の来歴をポリス論の歴史に問うてみることにほかならない。日本のポリス論受容史を検討してきたなかで垣間見えてきたことは、この社会は、境界領域を可視化し異化する様々なポリス的諸装置を配置しながら、その上

で生存そのものを賭けた教育活動を入々の日常生活の奥深くにまで浸透させ、可能な限り自発的な形で秩序への同化を促そうとするものであったということである。今後、このポリス化された社会 (la societe policee) の教育が、境界的な生といかに関わりながら統治に組み入れられていったのかをさらに詳細に明らかにすべく、西洋および日本のポリス論思想の系譜を遡っていく必要があるだろう。

註

¹ Gramsci, A., *Quaderni del Carcere*, Edizione critica dell'Istituto Gramsci. A cura di Valentino Gerratana, Giulio Einaudi, 1977, Q13. § 11 (p. 1570) (邦訳『新編 現代の君主』上村忠男編訳, 青木書店, 1994, 252-253頁, ただし翻訳は適宜あらためた。)

² Plato, *Republic*, with an English translation by Paul Shorey, Loeb Classical Library, 1937, 423E (邦訳『国家』上巻, 藤沢令夫訳, 岩波文庫, 1979, 271頁, ただし以下, 訳文中の [] 内は筆者による)

³ Aristotle, *Politics*, with an English translation by H. Rackham, Loeb Classical Library, 1944, 1253a (邦訳『政治学』山本光雄訳, 岩波文庫, 1961, 35頁)。同様の規定は、『ニコマコス倫理学』にもみえる。「人間はポリスの・社会的 [ポリティコン] であり, 生を他と共にすることを本性としている」(Aristotle, *The Nicomachean ethics*, with an English translation by H. Rackham, Loeb Classical Library, 1934, 1169b (邦訳『ニコマコス倫理学』下巻, 高田三郎訳, 岩波文庫, 1973, 137頁))

⁴ Aristotle, *Politics*, 1310a (邦訳, 258頁)

⁵ 国とは「団体」であるという視点が山本光雄の解説にみえる (アリストテレス『政治学』「解説」460頁)。

⁶ Gramsci, A., *op.cit.*, Q. 13. § 7 (pp. 1565-1566) (邦訳, 250頁)

⁷ Althusser, L., 'Idéologie et appareils idéologiques d'Etat', *La Pensée*, n. 151, juin 1970, pp. 19-20 (邦訳, 「イデオロギーと国家のイデオロギー装置」柳内隆訳『アルチュセールの<イデオロギー>論』三交社, 1993, 51-53頁)

⁸ Hegel, G. W. F., *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, Meiner, 1995, S. 195-203, S. 252-254 (邦訳『世界の名著 ヘーゲル』藤野渉・赤沢正敏訳, 中央公論社, 462-474頁, 544-547頁) 川本隆史「ポリツァイと福祉国家」『ヘーゲル社会思想と現代』城塚登・濱井修編, 東京大学出版会, 1989, 417-430頁

⁹ Hegel, G. W. F., a. a. O., S. 203 (邦訳, 473頁, ただし「福祉行政」は「ポリツァイ」に改めた。)

¹⁰ Hegel, G. W. F., a. a. O., S. 253-254 (邦訳, 545頁)

¹¹ Delamare, N., *Traité de la Police*, 3 tomes, Paris, 1705-1719. ただし本稿では, ドラマール自身によって増補された第2版 *Traité de la Police*, Amsterdam, 2 tomes, 1729を用いることとする。またこのドラマールは帝国大学で行政学を講じたラートゲン (Karl Rathgen, 1856-1921) によって次のように紹介されている。「行政ノ事ニ最早ク達シタルハ佛蘭西國ニシテ今ヲ距ルコト三百年前既ニ其ノ術ヲ明カニシ歐洲諸國ノ模範トナレリ故ニ其ノ著書モ亦夙ニ之アリ就中ド, ラ, マル氏ノ警察論四卷ニシテ百五十年前ノ撰著ニ係ルヲ以テ最有名トスド, ラ, マル氏ノ此ノ著アルニ方リ獨逸ニ於テ「カメラリスチック」ノ學漸ク其ノ芽ヲ發シ爾後此ノ學ハ北獨逸ニ於テハユスター氏及奧地利ニ於テハソン子ンフヘルス氏ノ力ニ籍リテ隆盛ヲ致シタリ」(『行政學』鶴岡義五郎編, 八尾書店, 1892, 3頁)。

¹² Littré, É., 'police', *Dictionnaire de la langue française*, tome troisième, Hachette, 1885, p. 1198;

Knemeyer, F.-L. 'Polizei', *Geschichtliche Grundbegriffe*, Bd. 4, Ernst Klett Verlag, 1978, S. 875, 877-879

¹³ 拙稿「近代ポリス論における教育・序説—社会という幻想・個人という妄想」『研究室紀要』東京大学大学院教育学研究科教育学研究室, 第22号, 1996, 57-65頁, 「N・ドラマール『ポリス概論』と「教育」—18世紀フランスにおける統治理論と家族」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第36巻, 1996, 81-90頁, 「人口・衛生・教育—J・P・フランクを中心に」『研究室紀要』東京大学大学院教育学研究科教育学研究室, 第23

号, 1997, 23-33頁, 「18世紀フランスにおけるポリスと教育—N・ドラマルとその周辺」『教育学研究』第65巻第2号, 1998, 11-20頁, 「翻訳 ブシェ・ダルジ「ポリス」—『百科全書』より」『研究室紀要』東京大学大学院教育学研究科教育学研究室, 第24号, 1998, 75-84頁

¹⁴後藤新平『國家衛生原理』忠愛社, 1889 (復刻版, 創造出版, 1978)

¹⁵大日向純夫『日本近代国家の成立と警察』校倉書房, 1992

¹⁶大日向純夫, 前掲書, 60-61頁

¹⁷Radzinowicz, L., *A History of English Criminal Law and its Administration from 1750*, vol. 3, London, 1956, p. 1

¹⁸福沢諭吉「取締の法」『福沢諭吉全集』第20巻, 1963, 54-62頁

¹⁹大日向純夫, 前掲書, 29-30頁 太田臨一郎「『ニュー・アメリカン・サイクロペディア』をめぐって」『福沢手帖』七号, 1975

²⁰*The New American Cyclopadia : A Popular Dictionary of General Knowledge*, edited by George Ripley and Charles A. Dana, New York, 1870, pp. 442-445

²¹福沢諭吉, 前掲書, 54頁 (ただし以下, 旧字体をあらためた箇所もある)

²²Montesquieu, *De l'esprit des lois*, Vol. II, Garnier, 1990, pp. 192-193 (『法の世界』下巻, 野田良之・稲本洋之助・上原行雄・田中治男・三辺博之・横田地弘訳, 岩波文庫, 1989, 117-118頁, なお邦訳は適宜あらためた。)

²³福沢諭吉, 前掲書, 54頁

²⁴福沢諭吉, 前掲書, 58頁

²⁵*The New American Cyclopadia*, p. 444

²⁶大日向純夫, 前掲書, 33頁

²⁷「注意報規則設立の大意」『日本近代思想体系3 官僚制 警察』由井正臣・大日向純夫編, 岩波書店, 1990, 390-392頁

²⁸大日向純夫, 前掲書, 173頁

²⁹大日向純夫, 前掲書, 173頁, このような傾向が最も顕著な例として埼玉県を挙げている。

³⁰川路利良「我日本国ノ基本」『日本近代思想体系3 官僚制 警察』240頁

³¹Delamare, N., *op.cit.*, tome I, pp. 8-12

³²川路利良「警察主眼」『日本近代思想体系3 官僚制 警察』245頁

³³川路利良「警察主眼」, 246-247頁

³⁴ドイツ・ポリツァイ学 (Polizeiwissenschaft) には「医療ポリツァイ (medizinische Polizei)」および「教育ポリツァイ (Erziehungspolizei)」というカテゴリーが存在し, 医療と教育はポリツァイ世界にあってひとときわ存在感を放っている。

³⁵後藤新平と19世紀イギリスの救貧・衛生改革の主導的役割を担ったE・チャドウィックにはポリス論という見地からの類似性が認められる。その経歴は, 救貧法委員会, 衛生委員会, 首都水道委員, 軍隊衛生調査, 鉄道, 郵便電報制度, そして教育といったものであり (*Dictionary of National Biography*, Supplement, Vol. XXII, pp. 406-408; *Biographical Dictionary of Modern British Radicals*, Vol. II, pp. 129-133), J・ベンサムやJ・ミルらが賞賛したチャドウィックの出世作は「予防ポリス」(Chadwick, E., 'Preventive Police', *London Review*, 1829, pp. 252-308) についてのものである。もちろん, 後藤はチャドウィックについて『衛生制度論』のなかで, 「一千八百四十二年チャトウキー氏の大報告アリ」(忠愛社, 1890, 79頁, 『近代日本養生論・衛生論集成』第八巻所収の復刻版, 瀧澤利行編, 大空社, 1992) と言及している。ここでの大報告とは著名な『大英帝国における労働人口集団の衛生状態に関する報告書』(*Report to Her Majesty's Principal Secretary of State for the Home Department, from the Poor Law Commissioners, on an Inquiry into the Sanitary Condition of the Labouring Population of Great Britain*, (邦訳, 橋本正己訳, 日本公衆衛生協

会, 1990)) のことである。ちなみに、最近刊行されたチャドウィックの著作集には「ポリスと教育」という標題の一章さえ設けられている (Chadwick, E., *Public health, sanitation and its reform, with a new introduction by David Gladstone*, Routledge & Thoemmes Press, 1997)。

³⁶ 鶴見祐輔『後藤新平』(第一巻) 頸草書房, 1965, 354 頁(後藤新平伯伝記編纂会より刊行(1937)の復刻版)

³⁷ 後藤新平『國家衛生原理』18頁(以下引用中, 原文に付された強調符はあまりにも煩瑣になるので割愛し, 旧字体は極力そのままにするよう努めたがやむをえずあらためた箇所もある)。

³⁸ ドラマール『ポリス概論』には, 「ポリス固有の目的とは人をその生(vie)において享受しうる最高にして完全なる幸福(felicite)に導くことである」(Delamare, N., *Traité de la Police*, tome I, préface) という規定がある。また後藤が「フランク氏ノ醫事警察論ハ實ニ近世衛生制度興隆ノ緒ヲ啓發シタル」(『衛生制度論』28頁)と言及するJ・P・フランク『医療ポリツァイ』では, 「国内の安全はポリツァイ学一般の主題である。ポリツァイ学は社会に生きる人々の健康や労働, そして家畜の健康にとって有用な原理を適用する重要なものである」(Frank, J. P., *System einer vollständigen medicinischen Polizey*, Bd.I, Mannheim, 1786, Einleitung)とされ, 後藤新平の<衛生法>を含め, 総じてポリスは人々の<生>に直接関わるものとして捉えられている。

³⁹ 後藤新平『國家衛生原理』26頁

⁴⁰ 後藤新平『國家衛生原理』26頁

⁴¹ 鶴見祐輔, 前掲書, 359頁

⁴² 後藤新平『國家衛生原理』33-34頁

⁴³ 後藤新平『國家衛生原理』33頁

⁴⁴ 後藤新平『國家衛生原理』77-78頁

⁴⁵ 後藤新平『國家衛生原理』97頁

⁴⁶ 鶴見祐輔, 前掲書, 359頁

⁴⁷ 後藤新平『國家衛生原理』158頁。直後に「英人ハ最モ教育アルモノニシテ最モ經濟上價格ヲ有スルモノタルヲ知ルヘシ」とあるのは興味深い。

⁴⁸ このような後藤の議論を前に, M・フーコーの<生-権力(bio-pouvoir)>論, すなわち, 17世紀から18世紀にかけての西洋に端を発する, 「生命に対して積極的に働きかける権力, 生命を経営・管理し, 増大させ, 増殖させ, 生命に対して厳密な管理統制と全体的な調整とを及ぼそうと企てる権力」(Foucault, M., *Histoire de la sexualité 1: La volonté de savoir*, Gallimard, 1976, p.180, 邦訳『性の歴史Ⅰ 知への意志』渡辺守章訳, 新潮社, 1986, 173頁), そういった新しい権力の形態が「人体的国家の衛生法」として日本にまで到達したと考えることも可能であろう。

⁴⁹ 後藤新平『國家衛生原理』91-92頁

⁵⁰ 瀧井一博『ドイツ国家学と明治国制』ミネルヴァ書房, 1999

⁵¹ 後藤新平『國家衛生原理』92-93頁

⁵² 後藤新平『國家衛生原理』90頁

⁵³ 後藤新平『國家衛生原理』92頁

⁵⁴ 後藤新平『國家衛生原理』174頁

⁵⁵ 後藤新平『衛生制度論』43頁 私的なものと公的なものとが截然と区別されえないような点をポリス固有の性格として議論する傾向は, 後藤新平のポリス論をはじめ, 多くのポリス論が共有する考え方である。公と私が局所的には区別されたとしても, 大局的には一体のものでしかありえないポリス領域とは, それこそ近代市民社会の生理を反映しているもののように思われる。

⁵⁶ 後藤新平『國家衛生原理』100-101頁。なおロベルト・フォン・モール (Robert von Mohl) はテュービンゲンでポリツァイ学を講じ, 1834年に『法治国原理によるポリツァイ学(Die Polizeiwissenschaft nach den

Grundsätzen des Rechtsstaates)』を刊行。ポリツァイ学縮減の潮流のなかにあつて、その再評価を促そうとした(海老原明夫「カメルールヴィッセンシャフトにおける『家』(四)」『国家学会雑誌』第95巻第11・12号, 1995, 30-31頁)。

⁵⁷後藤新平『國家衛生原理』103-104頁

⁵⁸後藤新平『國家衛生原理』104頁

⁵⁹後藤新平『國家衛生原理』121頁

⁶⁰後藤が衛生政策において合意を重視した点については、尾崎耕司「後藤新平の衛生国家思想について」(『ヒストリア』大阪歴史学会, 第153巻, 1996年12月, 199-219頁)でも指摘されている。

⁶¹後藤新平『國家衛生原理』106頁

⁶²後藤新平『國家衛生原理』108頁

⁶³後藤新平『國家衛生原理』109頁, なお原文では「教育」に「プレーゲ」と振り仮名が振ってあるが誤植と思われる。

⁶⁴後藤新平『國家衛生原理』107頁

⁶⁵後藤新平『國家衛生原理』110-112頁

⁶⁶後藤新平『國家衛生原理』154頁

⁶⁷後藤新平『國家衛生原理』162頁 「人生ハ教育又ハ修業ノ爲メニ多少ノ時日ト資本トラ費サ、ルヲ得ス其養育及教育ニ費シタル費用ハ他日或ハ給料トナリ俸給トナリ其他ノ所得トナリ報ヒ來ルノミナラス其利益モ亦大ナルモノナリ」と述べられている箇所もある(163頁)。

⁶⁸Turner, V. W., *The Ritual Process; Structure and Anti-Structure*, Chicago, 1969 (邦訳『儀礼の過程』富倉光雄訳, 新思索社, 1976)

[付記]

本稿は平成12年度文部省科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。

